

障害者差別解消法^{*}を知っていますか？

▶ 問合せ 役場福祉課

この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等について定めています。すべての国民が障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

※正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です



1 不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯等を制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけること等が禁止されます。

正当な理由があると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

(例)

- ・本人を無視して、介助者や支援者のみに話しかける
- ・障がいがあるという理由だけで、鉄道やバス等への乗車を拒否する
- ・飲食店等において、身体障害者補助犬の同伴を拒否する

2 合理的配慮の提供

合理的配慮は、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

(例)

- ・車いすの利用者が、利用しやすいようカウンターの高さに配慮する
- ・段差がある場合に、スロープ等を使って補助する
- ・講演会等において、障がい特性に応じて座席を決める

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	努力義務

※民間事業者には、個人事業者、N P O等の非営利事業者も含みます

☆障がい者差別に関する相談窓口

- ・事業者等による差別・・・役場福祉課およびすべての町の相談窓口
- ・町職員による差別・・・役場秘書広報課

